

# 父子家庭への児童扶養手当

平成22年8月分から、父子家庭に児童扶養手当が支給されます

## ○児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

## ○父子家庭の支給要件について

次の1～5のいずれかに該当する子ども（18歳未満）について、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

1. 父母が離婚を解消した子ども
2. 母が死亡した子ども
3. 母が一定程度の障害の状態にある子ども
4. 母の生死が明らかでない子ども
5. その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

## ○手当額（月額）について

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等（所得限度額表）により決められます。

### ★児童一人の場合

- (1) 全部支給 41,720円 (2) 一部支給 9,850円以上 41,710円以下

### ★児童二人以上の加算額

- (1) 二人目 5,000円 (2) 三子以降 一人につき 3,000円

### ★次に該当する方は下記所得限度額にそれぞれの金額が加算されます

- (1) 本人所得で、老人控除対象配偶者、老人扶養親族があるときは、該当者一人につき10万円、特定扶養親族があるときは、該当者一人につき15万円。
- (2) 扶養義務者等の所得で、老人扶養親族があるときは、該当者（当該老人扶養親族のほかに、扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族から一人を除いた人数）一人につき6万円。

## ◎所得限度額表

(単位：円)

扶養親族(等) の数	受給資格者本人(※を除く)				孤児等の養育者(※) 配偶者 扶養義務者	
	全部支給		一部支給		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額	収入額	所得額
0人	920,000	190,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1人	1,300,000	570,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2人	1,717,000	950,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3人	2,271,000	1,330,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4人	2,814,000	1,710,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5人	3,357,000	2,090,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

## ○申請の時期および支給開始月

児童扶養手当を受給するには、申請が必要となります。申請の時期および支給開始月については次のとおりです。今回の申請で認定された方への最初の支給は、本年8月分から11月分を12月に支給しますので、**11月30日まで**に手続きしてください。

## ○申請に必要な書類

父子家庭の皆さんの申請にあたっては、父および該当する子どもの戸籍謄本や住民票が必要となります。また、個々の家庭の状況に応じて添付していただく書類が異なることと、申請時に不足書類があると受付ができないため、申請書類を確認して申請してください。

問い合わせ先  
町民福祉課児童福祉係  
☎ 86-1111 (内線 1112)